

〔様式 1〕

事務事業評価表

1～11までは、担当課による評価

記入年月日	平成15年4月15日			
平成15年度	事業コード	11410	電話	042-769-8232
担当部課名	保健福祉部	子育て支援	課	児童手当
事務事業名	婦人保護事業			

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会を作ります	事業開始年度
基本施策名	第4節	援護を要する人の自立援助	63以前年度
施策名	第1施策	生活の安定	

2 実施根拠及び関連法令等

売春防止法第35条第2項、婦人保護事業実施要領
市婦人相談員設置要綱

3 事務の区分

自治事務

4 経費の区分

義務的経費

5 事務事業の分類

国庫補助事業

6 受益者負担

なし

7 事業概要

(1)事業の目的...何をどのように(どのような状態に)したいのか		(2)対象(誰、何)	
売春を行う恐れのある女子の発見に努め、相談・指導を行うとともに、女性のさまざまな悩みごとの相談相手となり助言などを行う。また、ドメスティック・バイオレンスの被害にあった女性に対する相談や一時保護なども行う。		相談を必要とする女性	
		対象数	780人
(3)平成14年度事業の内容...市が実際に行った事業の内容			
相談件数 713件 人間関係 554件(うち、夫等の暴力 127件、離婚問題 134件など)、 住宅問題 51件、経済問題 62件、医療関係 46件 一時保護の件数 12件			
(4)個別計画の概要		概要	
計画名			
計画年次	年度～	年度	

8 評価指標...事業の目的達成度を計るための指標

15,16年度は目標値

成果指標	指標名	指標式	指標設定の意図	指標の推移(年度)				
				12	13	14	15	16
活動指標	相談活動率	各年度の相談件数/相談日 260日×一日の相談可能件数 3件×100	現状の相談体制での相談可能件数を活動率で表す。	78	86	79	100	100

9 事業費等の年度別状況

〔金額単位：千円〕

事業費	決算(予算)額	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		決算	決算	決算	予算	予算(見込み)
	人員・時間数	0.2人・1年	0.2人・1年	0.2人・1年	0.2人・1年	0.2人・1年
	人件費	1,856	1,856	1,856	1,856	1,856
	その他経費					
	合計	5,230	5,246	5,246	5,300	5,300
	特定財源	1,369	1,369	1,369	1,369	1,369
	対象数	608	672	713	780	780
	対象の単位あたり経費	8.6	7.8	7.4	6.8	6.8

10 個別評価

(1)達成度 評価 B ▼	A: 達成している	チェック項目	・成果指標の達成度 <input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	B: 一部達成していない		・活動指標の達成度 <input type="checkbox"/> 高 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	C: 達成していない		・事業目標の達成度 <input type="checkbox"/> 高 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
		説明	指標、目標の設定しにくい事業ではあるが、相談業務としては、達成度が高い。
(2)必要性 評価 B ▼	A: 適応している	チェック項目	<input type="checkbox"/> ・市民や社会のニーズにかなっていない
	B: 一部適応していない		<input type="checkbox"/> ・状況の変化(対象や内容)に対応している
	C: 適応していない		<input checked="" type="checkbox"/> ・当初設定した事業目的が達成されていない
		説明	<input type="checkbox"/> ・国、県、民間、市民との役割分担から見て、市が事業を行う必要がある 売春防止法に基づき設置された婦人相談員ではあるが、売春の相談事例などはほとんどなく、DVや家庭内の悩みごとの相談が多いのが実情である。
(3)有効性 評価 A ▼	A: 有効である	チェック項目	<input type="checkbox"/> ・上位の施策、計画目的達成のために有効である
	B: 一部有効でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・期待された成果が得られている
	C: 有効ではない		
		説明	相談、助言、一時保護などにより、女性の安全や生活の安定が図られている。
(4)効率性 評価 C ▼	A: 優れている	チェック項目	<input type="checkbox"/> ・予算や人員に見合った効果が得られている
	B: 一部改善の余地がある		<input type="checkbox"/> ・他市と比べてコストや効率性が優れている
	C: 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> ・他の類似事例と比べてコストや効率性が優れている <input type="checkbox"/> ・同一対象者に対して同種のサービスが重複していない
		説明	別に家庭児童相談やソレイユさがみの女性相談があり、市民に判りにくい制度であるとともに、費用対効果面からも整理統合や窓口の一本化が必要である。
(5)公平性 評価 B ▼	A: 公平である	チェック項目	<input type="checkbox"/> ・対象者と非対象者との不公平・不均衡は、妥当な範囲である
	B: 一部公平でない		<input type="checkbox"/> ・受益者の費用負担は適正である
	C: 公平でない		<input type="checkbox"/> ・対象者の設定は適切である(年齢や所得等を考慮している)
		説明	相談員の勤務日が(ウェルネスと南合庁で)隔日であるため、緊急性のある相談の対応について課題がある。
成果向上の余地		事業費削減のために取り得る手段と削減額	
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	説明: 勤務体制を見直し、相談員を隔日ではなく全日配置し、相談業務が充実する。	手段	家庭相談員との整理統合、ソレイユさがみの女性相談との窓口の一本化
		削減額	積算不可 千円

11 総合評価

評価 B ▼	他自治体の類似事業との比較	
	婦人相談員は、法により市に置くことができる規定であり、政令市を除くと本市を含め4市に配置されている。その他の市は、福祉事務所職員や母子自立支援員が相談を受けている。	
今後の進め方		
<input type="checkbox"/>	継続	総合評価に関する説明 相談内容の複雑多岐化、特に児童への虐待が大きな社会問題となっている状況の中で、虐待とDVは密接な関係もあることから、婦人相談員と家庭児童相談員の連携が必要となっており、整理・統合に向け検討している。
<input checked="" type="checkbox"/>	見直し	
<input type="checkbox"/>	廃止	
<input type="checkbox"/>	完了・廃止済	

12 二次評価コメント

類似事業の整理統合を検討すること
